

第4回都市自治体におけるツーリズム行政に関する研究会 議事概要

日時：2020年9月17日（木）10:00～12:00（Web会議による開催）

出席者：川原晋 座長（東京都立大学）、阿部貴弘 委員（日本大学）、羽生冬佳 委員（立教大学）、
米田誠司 委員（國學院大學）
（事務局）石川研究室長、白田副室長、高野研究員、黒石研究員、森研究員、安齋研究員（日本
都市センター）

議事要旨

- ・調査研究に関する議論（話題提供）

1. 羽生委員からの話題提供

（1）「観光」「ツーリズム」「観光現象」の捉え方

- ・「観光」や「ツーリズム」という言葉は、学術的には様々な定義が試みられてきたが、国の観光立国に関する政策をはじめとして行政機関や事業者等の中で使われる中で、その境界はあやふやになっているのではないかと。
- ・本研究会では「ツーリズム行政」を観光に関する広範な活動（観光消費、交流、二地域居住等）や多様な地域特性（都市、郊外、農山漁村等）が前提となるこれからの観光に関する自治体行政のあり方として捉え、来訪する非居住者をいかに地域経営の中に取り入れていくべきかという文脈で議論が行われてきた。それぞれの地域の状況や特徴をふまえて議論する必要があるのではないかと。
- ・「観光現象」とは、観光者と観光対象地、媒介者としての旅行業者等が存在するもので、観光者の行動は「自宅→目的地→自宅」という一連のものである。目的地である地域側の取り組みは、観光者の観光対象地の選択には訴求することができるかもしれないが、観光者の総体的な行動選択には必ずしも波及できるとは言えないのではないかと。

（2）「観光」の商業的（経済的）側面

- ・「観光」に関係する多種多様な事業は存在するものの、「観光」だけで成立する「観光産業」はそもそも存在せず、そこに「観光」によって「産業を活性化すること」の難しさがある。
- ・事業者としては、自らの事業が成立することが重要であり、そのために地域の自然や文化などの公共財を活用し、低コストで魅力的な「売れる」「儲かる」商品を生産し、提供しようとする。
- ・観光現象は地域の特性に応じて発生するので、特性に合わせた商品のデザインが必要なはずだが、不安定で一過性の消費活動が注目され、場当たりの商品パッケージが組まれることがある。

（3）観光に関する政策・計画・施策の位置づけと考え方

- ・観光を手段として活用するのであれば、地域の資源（例えば棚田、里山）の管理や保全に活用する

等の目的を明確にするべきで、一次消費としての観光による消費をいかに発生させるかだけでなく、その一次消費をどのように地域内に波及させるかを考えるべきではないか。

- ・自治体行政の主な役割は、大きな方向性の提示と合意形成、観光振興の阻害要因や観光による負の影響を調整する施策（規制や誘導措置等）の実施ではないか。
- ・地域で合意形成を行いながら、観光に関する取組みを強力に進めていくためには、地域の事業者やNPOをマネジメントする中間組織（DMO等）が必要であろう。
- ・計画策定の作業自体が、策定に関与する事業者や住民等の「地域への関心」や「気づき」の喚起、「行動」に結びつき、地域にとってメリットになる。

2. 川原座長からの話題提供

(1) これからの地域観光像

- ・観光に係る事業や観光客の受け入れ体制が整った地域（観光エリア）が成り立つためには、地域による取組みが行われ、地域の資源を観光の対象として、関係事業の産業化や収益化が図られていくことが必要であろう。
- ・自治体全域スケールの視点だけでなく、歩いて回れる地区スケールの視点が必要であろう。
- ・イベント偏重型の取組みではなく、都市計画やまちづくりでの公民連携の知見をふまえたハードとソフトを組み合わせた取組みが必要であろう。

(2) 持続可能な地域観光の実現手段としての地域観光プランニング

- ・地域観光の持続可能性を考えれば、地域の資源を生かし、存続できる観光の形、体制や運営づくりが重要である。「地域観光プランニング」は、民間事業者の営利事業としての概念やスピード感と、自治体行政が観光に取り組むにあたっての公共性・公益性の担保を両立させながら、地域の取組みを進めていくために、地域資源発掘や課題把握にとどまらず、具体的に取組みのプロセスを整理するものである。
- ・地域観光が何を指すのかという戦略について、住民や事業者を含む地域全体として明確にし、これを観光者とも共有できるような仕組みづくりが必要ではないか。

(3) ツーリズム行政が実現したいこと

- ・民間と自治体行政がパートナーシップを組み、公民連携によって観光地域づくりを進めること
自治体行政が主導して行うべきアクションは以下のとおりであろう。
 - 公・民・地域によるフロートビジョン（尖った提案を豊かに表現する将来目標）の共有
 - 持続可能な観光を実現するために、環境配慮や財源確保だけでなく、公共空間の整備や、生活者としての住民の観光地への関わり方を考えること
 - 自治体職員の人事異動等により施策の一貫性や連携の継続性が分断されるリスクを軽減すること、また民間事情に精通した人材を的確に配置すること
 - 地域観光に取り組む民間にとってのワンストップの行政窓口実現のための分野横断的な連携

体制の構築（景観×観光、農業×観光等）

- 民間の取組みの公定化（規制や誘導を行う際に法制度や計画で公共性や合意形成を図る）
- 法制度の柔軟な運用（占用許可等の公共空間利用等）
- 認証制度を活用したブランディング（日本版持続可能な観光ガイドライン、国際環境認証ブルーフラッグ、サクラクオリティ等）
- 観光者や観光事業の動向に限らず、様々な環境面や地域コミュニティが観光をどう捉えているか等も含めて、モニタリングは収益性が見込めないため、公的機関が担うべきであろう。
- 税金や基金による観光の自主財源確保
- 観光行動のコントロール（ガイドライン策定等）
- 情報発信における事業者、行政、観光協会、DMOそれぞれの役割のすみ分け
- 結びつきの強いファンをつくっていくためのメディアコミュニケーション

3. フリーディスカッション

- ・観光は、住民による取組みや地元の幅広い事業者により成り立っており、地域に密着した事業であるとともに、様々な行政分野で活用できる可能性を有している。その一方で、観光課以外の事業所管課（景観政策所管課や農林所管課等）も含めて分野横断的に連携し、観光を活用しようとする自治体行政の取組みは、まだまだ発展途上にあるのではないだろうか。
- ・「ツーリズム行政」として求められる自治体のこれからの観光行政のあり方として、観光課だけが各課の観光活用の方策を考えるのではなく、各課が自らの既存の業務の中で積極的にその方策を検討していくことが重要ではないだろうか。
- ・自治体職員の中には、「観光は特定の事業者が物見遊山の観光ツアーを催行しているだけ」という古いイメージから未だに脱却できずに、観光活用を積極的に発想できない状況もあるのではないだろうか。自治体職員の観光に関する意識改革を促すための取組みも必要であろう。
- ・行政主導で地域の取組みが行われる場合、エリア的にも分野的にも取組みの公平性を担保しようとする力が働く傾向にあり、特定の拠点や分野に集中投資することが難しい場合がある。
- ・広く公募した中で選定された良い提案を支援する、選定されなかった提案については、次回選定に向けた取組みを伴走支援するような地区スケールの仕掛けを自治体行政が仕組みとして持てないものだろうか。
- ・生活に深く関わる様々な分野（文化の保全、環境の保護、地域基幹産業の振興等）の目的のために、手段として観光を活用していくことを軸足に、各執筆者の知見やフィールド、発展的な考察、アンケート結果等もふまえて、これからの観光行政（ツーリズム行政）を展望する報告書になると良いのではないか。

（文責：日本都市センター）